地域維持型ＪＶ、特定ＪＶ（甲）及び経常ＪＶにあっては、代表者の主任技術者又は監理技術者が上記５）(a)に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。特定ＪＶ(乙)にあっては一般土木工事を担当する構成員が上記５）(a)の経験を有していること。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(ﾊ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

２）プレストレスト・コンクリート工事

(ｲ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ﾛ)　平成23年度以降に、元請けとして完成した上記５）(b)に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（出資比率が特定ＪＶ及び異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）にあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、異工種ＪＶ及び、特定ＪＶ・経常ＪＶにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績に限る。）。なお、地域維持型ＪＶ、特定ＪＶ（甲）及び経常ＪＶにあっては、代表者の主任技術者又は監理技術者が上記５）(b)に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。特定ＪＶ(乙)にあってはプレストレスト・コンクリート工事を担当する構成員が上記５）(b)の経験を有していること。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(ﾊ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

９）各建設工事への配置予定の主任技術者又は監理技術者は、令和９年１月５日以降配置可能な者であること。

10）配置予定の監理技術者は、建設業法第26条第３項第２号の場合の監理技術者（「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置は認めない。

11）一次審査の申請書及び資料の提出期限日から見積合せの時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

12）各技術協力業務の受注者が、各建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

13）申請書を提出する者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）。

14）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

15）本件に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから業務説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は下記５⑵に指定する方法で交付を受けた者であること。

⑵　申請書及び資料の作成及び提出方法　申請書及び資料は、説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が10ＭＢを超える場合、又は発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は原則として次の受付期間内に必着で、下記５⑴の担当部局に１部郵送（書留郵便等）、託送（書留郵便と同等のもの）又は電子メール（添付するファイル容量は10ＭＢ以下とする）により提出するものとする（電子入札運用基準参照）。なお、電子メールの送信先は下記５⑴に確認し、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

１）一次審査の申請書及び資料の提出

ア）電子入札システムによる受付期間：令和８年３月26日から令和８年４月３日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和８年４月６日９時00分から13時00分まで。

イ）郵送、託送又は電子メールによる受付期間：令和８年３月26日から令和８年４月３日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分及び令和８年４月６日９時00分から13時00分まで。

３　段階的選抜方式（二次審査）

⑴　発注者から競争参加資格があると認められて選抜された者で、下記⑹の期間内に技術提案書を提出した者で、技術提案書の技術評価が最も高い者から順に【Ａ業務】、【Ｂ業務】の順で優先交渉権者とする。

⑵　技術提案の評価に関する基準　本業務は、令和６年能登半島地震および令和６年奥能登豪雨で大規模斜面崩壊により被災した国道249号輪島市縄又町から同市門前町西円山地先において、中屋１号橋（仮称）及び中屋２号橋（仮称）を新設するものである。

中屋１号橋（仮称）及び中屋２号橋(仮称)の現道部では、多くの崩壊土砂が数カ所において国道上に堆積し通行不能となった。現在は応急対応として、これらの斜面を回避するために仮橋による迂回路を整備し通行を確保したところであるが、早期復旧が求められている。

このような状況で、工事の早期完了および確実な工期の厳守のため、中屋１号橋(仮称)及び中屋２号橋（仮称）の供用を早める効率的な施工方法の工夫や、現場施工での品質確保が求められる。

以上から、施工者独自の高度な技術力（想定される不確定要素への対応等）の活用が必要であるため、技術協力・施工タイプを適用し、中屋１号橋（仮称）及び中屋２号橋（仮称）の供用に必要な復旧工事に関する技術提案を求める。

技術提案を求めるにあたっての諸条件は、業務説明書のとおりとする。

技術提案に対する評価項目、技術提案による評価基準は、業務説明書のとおりとする。

技術提案については、下記⑶を評価項目とし、業務説明書及び設計図書に基づき、施工場所の現場条件、周辺環境等にも配慮した技術提案書を提出すること。

また、技術提案に対する評価については、原則として各提案ごとに現場条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について的確性と実現性により評価し、合算する。

⑶　評価項目について　提出された技術提案については、下記①及び②の評価項目について審査を行う。

①　橋梁の供用に向けた工期短縮に関する提案：60点

・的確性及び実現性について評価する。

②　下部工の施工時における品質確保に関する提案：40点

・的確性及び実現性について評価する。

⑷　技術評価に関する事項　本案件の技術評価方式は、技術提案評価項目により、技術提案書の技術評価点が最も高い者から順に【Ａ業務】、【Ｂ業務】の順で、優先交渉権者として選定する方式である。

⑸　設計業務成果等の閲覧　本工事においては、設計業務成果を閲覧することができる。

なお、閲覧に係わる詳細は業務説明書による。

⑹　技術提案書の作成及び提出方法　技術提案書は、業務説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、郵送（書留郵便等）、託送（書留郵便と同等のもの）又は電子メール（添付するファイル容量は10ＭＢ以下とする）に